

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 27日

富山市長

藤井裕久様

提出者

住所 富山県富山市草島字長井1番地

氏名 北陸電力株式会社 富山火力発電所
所長 溝口 忠志

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 076-435-1121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

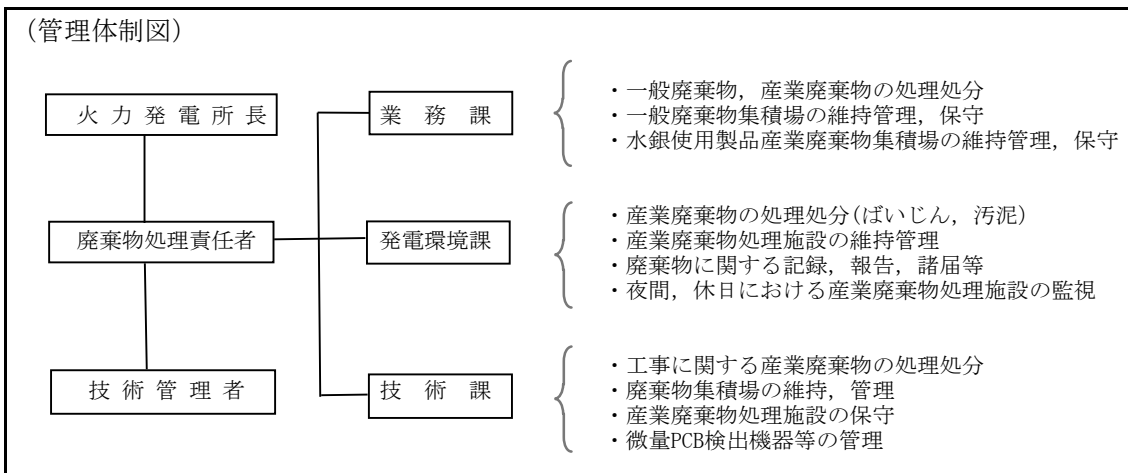
事業場の名称	北陸電力株式会社 富山火力発電所
事業場の所在地	富山県富山市草島字長井1番地
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電気業
② 事業の規模	発電電力量 487 GWh（2022年度実績）
③ 従業員数	71名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・別紙1のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・別紙3のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・別紙3と同じように適正な分別を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	503.16 t	— t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・脱水処理機による減量化。 含水率 95% → 65% 587.02 t → 83.86 t 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	420 t	— t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・脱水処理機による減量化を実施する。 含水率 95% → 65% 490 t → 70 t 			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) 1990年12月 管理型最終処分場(5,500m ³)を設置し、使用開始 1994年11月 埋立処分(1,166m ³)後、外部委託処理を開始 2023年3月末 残容量4,334m ³		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・外部委託処理を継続する。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		別紙4のとおり	
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	全処理委託量	— t	—	t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	—	t
	再生利用業者への処理委託量	— t	—	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	—	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	—	t
	(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】 別紙4のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

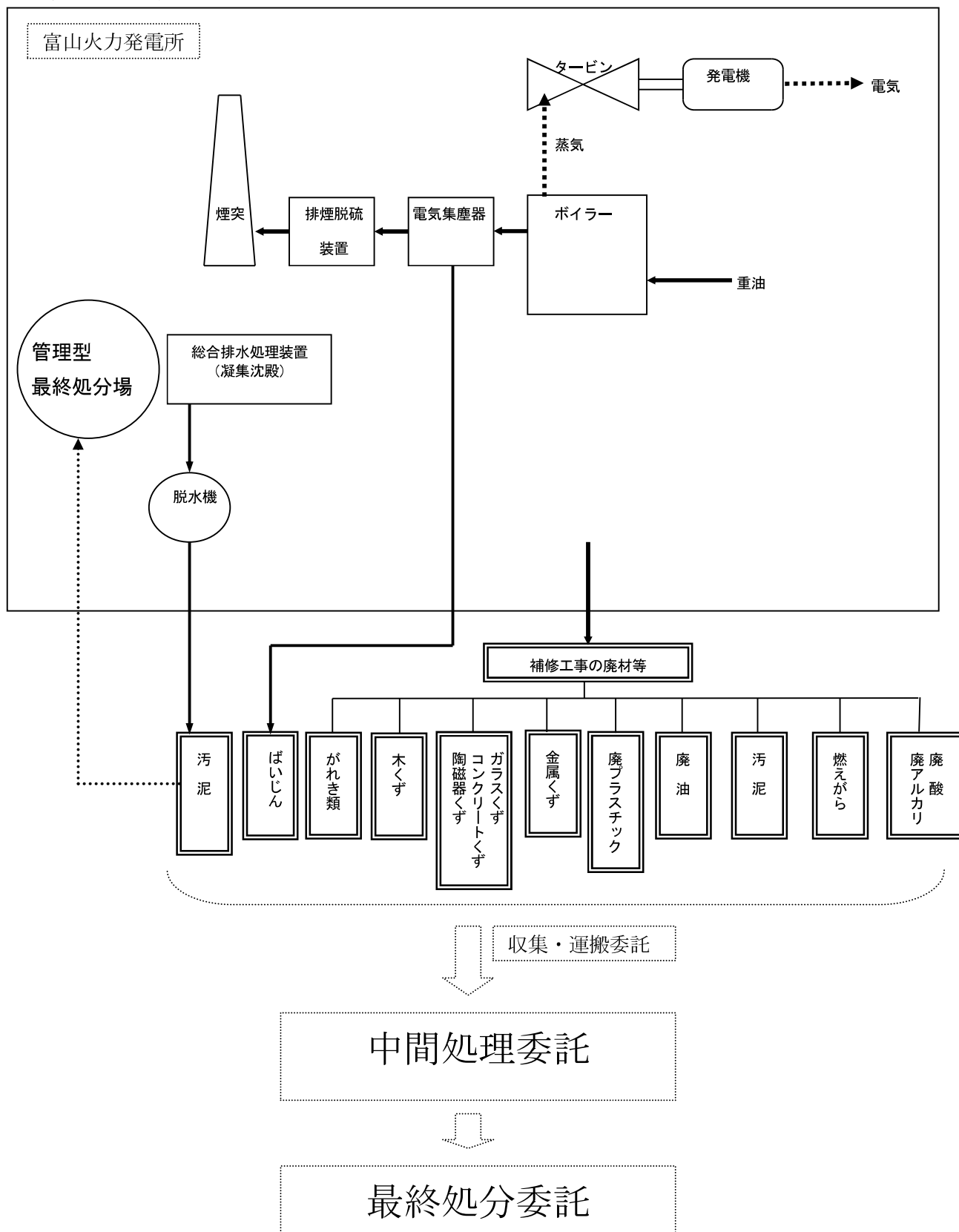
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業所において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

a. 製造及び廃棄物発生フロー図



b. 産業廃棄物の種類別性状の説明

種類	説明
燃え殻	補修工事に伴い火炉及び煙道から発生する泥状の灰
汚泥	補修工事に伴い発生する廃石膏等の汚泥
	排水処理装置運転に伴い発生する汚泥スラリー(含水率 95%)を脱水機で中間処理した汚泥(含水率 65%)
廃油	補修工事に伴い発生する廃油や含油ウエス等
廃プラスチック類	補修工事に伴い発生するプラスチックくず, 廃イオン交換樹脂等
金属くず	補修工事に伴い発生する金属くず, 再利用可能なものは再利用
ガラスくず 陶磁器くず	補修工事に伴い発生するシリカ保温材, 碍子くず等 再利用可能なものは再利用
がれき類	補修工事に伴い発生するコンクリートくず等
木くず	補修工事に伴い発生する梱包材等
廃酸 廃アルカリ	補修工事に伴い発生する化洗廃液
ばいじん	ボイラーでの重油燃焼に伴い発生し, 電気集じん器により捕集された, ばいじん

c. 中間処理及び最終処分 委託の状況

種類	中間処理	最終処分
燃え殻	固形化	管理型最終処分場に埋立
汚泥	固形化	管理型最終処分場に埋立
廃油	焼却, 油水分離, 熱分解	残渣を管理型最終処分場に埋立 有効利用
廃プラスチック類	破碎	管理型最終処分場に埋立
金属くず	破碎	管理型最終処分場に埋立 有効利用
ガラスくず 陶磁器くず	破碎	管理型最終処分場に埋立
がれき類	破碎	管理型最終処分場に埋立 有効利用
木くず	破碎	有効利用
廃酸 廃アルカリ	中和, 焼却	残渣を管理型最終処分場に埋立
ばいじん	セメント焼成の助燃材資源 及びセメント原材料として 利用	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油
	排出量	0 t	667.39 t	10.39 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	排出量	4.71 t	4.37 t	30.22 t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ばいじん
	排出量	117.66 t	2.82 t	426.48 t
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	排出量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・燃え殻・ばいじんについて適正な燃焼管理により燃料使用量を低減し、発生抑制に努めた。 ・排水汚泥について脱水機の適正な運転管理を実施し、汚泥排出の抑制に努めた。 ・その他は、分別回収を徹底し、有効利用に努めた。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油
	排出量	130 t	650 t	15 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	排出量	20 t	5 t	30 t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ばいじん
	排出量	5 t	15 t	330 t
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	—	—
	排出量	400 t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・燃え殻・ばいじんについて適正な燃焼管理により燃料使用量を低減し、発生抑制に努める。 ・排水汚泥について脱水機の適正な運転管理を実施し、汚泥排出の抑制に努める。 ・その他は、分別回収を徹底し、有効利用に努める。			

産業廃棄物の分別に関する事項

現状（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取り組み）

- ・廃棄物分別手順書(EMS 文書)に基づき、発電所構内の廃棄物集積場、危険物屋外貯蔵所に適正に分別すると共に、協力会社や工事関係者に対して分別、回収の周知徹底を図る。

集積場	分別分類品目	発電所における該当廃棄物品目
産業廃棄物集積場	リサイクル鉄	鉄くず, 金属配管, 弁, ボルト等, 鉄板(0.6mm以上), 制御盤, モータ, ドラム缶 等
	金属くず	鉄板(0.6mm未満), トタン, ペール缶, 塗料缶, ブリキ缶
	汚泥	汚泥
	鉄粉・プラスト	鉄粉, サンドプラスト廃砂(油分を含んでいないもの)
	煙道灰	煙道灰
	保温材A	ロックウール保温材, グラスウール保温材
	保温材B	シリカ保温材
	建設廃材	コンクリートくず, レンガ
	耐火材・磚子	耐火材, 磚子, 陶磁器くず
	廃プラスチック	合成ゴムくず, ビニールくず, プラスチックくず, ポリ容器, ビニール製ファイル 等
	油ぼろ	含油ウエス
	電線	電線くず(ケーブル単品のみ)
	ガラス	ガラスくず(工事に伴い排出されたもの)
	木くず	パレット, 梱包木枠等
廃石綿等	飛散性廃石綿(耐火被覆材, 石綿含有保温材等), 非飛散性石綿(石綿含有パッキン類)	
危険物屋外貯蔵所	廃油	潤滑油, 絶縁油, ギヤ油 等 スラッジ含有油, 異物混入油
水銀使用製品 産業廃棄物 集積場	蛍光灯(水銀含有)	蛍光灯
	ランプ類(水銀含有)	水銀灯, 投光用ランプ 等
	水銀使用製品類	水銀温度計, 圧力計, スイッチ・リレー(水銀が目視で確認できるもの), 水銀含有電池 等
	金属水銀	金属水銀

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	0 t	164.23 t	10.39 t	4.71 t	4.37 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	83.86 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	2.27 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	木くず	ばいじん	—
	全処理委託量	30.22 t	117.66 t	2.82 t	426.48 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	111.97 t	2.82 t	426.48 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	— t
	（これまでに実施した取組） ・ばいじんは、セメント原料として再生利用業者に委託した。 ・その他、有効利用可能な産業廃棄物廃棄物は、再生利用を行う業者に委託した。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	130 t	230 t	15 t	20 t	5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	130 t	70 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	10 t	10 t	5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	木くず	ばいじん	廃アルカリ
	全処理委託量	30 t	5 t	15 t	330 t	400 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	400 t
	再生利用業者への処理委託量	10 t	5 t	15 t	330 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ばいじんは、セメント原料として再生利用業者に委託する。 ・その他、有効利用可能な産業廃棄物は、再生利用業を行う業者に委託する。					